

# 財団法人 黒潮生物研究財団

## 寄附行為

(変更履歴)

平成 12 年 4 月 28 日 設立

平成 14 年 2 月 27 日 第 2 条及び第 35 条 変更

平成 15 年 6 月 20 日 第 6 条第 2 項、第 8 条、第 13 条第 2 項、第 16 条第 4 項、第 5 項、  
第 6 項、第 7 項、第 8 項、第 28 条、第 30 条第 3 項、第 4 項、第 34  
条、第 36 条第 2 項、附則第 5 項、第 6 項 変更

# 黒潮生物研究財団 寄附行為

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、財団法人 黒潮生物研究財団と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県幡多郡大月町西泊 560 番イ 黒潮生物研究所に、従たる事務所を大阪府中央区淡路町 3 丁目 6 番 3 号 NM プラザ 御堂筋 3 階 ステラケミファ株式会社 本社内に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、サンゴ礁海域と温帯海域の中間点に位置し、黒潮の影響を色濃く反映する生物群集が形成されている高知県において、黒潮流域における環境と生物との関わりを調査研究し、地域の環境生物学的特性の理解を図り、他地域との比較を行い、情報の収集、整理及び発信を行い、もって環境の変動に対する自然環境保全対策の推進に資するとともに、人類と野生生物が共存可能な社会の創造に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 黒潮流域の生態系及び必要ならば他の生態系（以下「黒潮生態系等」という。）における生物及び環境に関わる調査研究を執行若しくは受託し、又はその援助を行うこと。
- (2) 黒潮生態系等における生物及び環境に関わる資料を収集整理し、提供すること。
- (3) 黒潮生態系等における生物及び環境の保全などに関わる事業を執行若しくは受託し、又はその援助を行うこと。
- (4) この法人の行った調査研究、事業などの成果を公表し、又は教育啓蒙などの目的で講演会、談話会、野外学習会などを開催し、並びに図書及び機関誌を発行すること。
- (5) 高知県及び他地域の生物及び環境に関する県、国及び他の地方公共団体の施策に協力すること。
- (6) その他この法人の目的を達成するため必要な事業

## 第2章 財産及び会計

### (財産の構成)

第 5 条 この法人の財産は、次に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
- (4) 基本財産とされている株式に基づき取得した無償新株式

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第 7 条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署への定期貯金若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債、公・社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

3 この法人の保有する株式又は出資に係る議決権の行使は行わないものとする。

(基本財産の処分等の制限)

第 8 条 基本財産は、これを譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、高知県知事（以下「知事」という。）の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を得て、その事業年度開始後 3 月以内に知事に届け出なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第 11 条 前条前段の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

- 2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出の一部とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 12 条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を得て、その会計年度終了後 3 か月以内に知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、理事会の議決の日から 2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第 13 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、知事の承認を得なければならない。

- 2 第 8 条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定められるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときには、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経なければならない。

(会計年度)

第 14 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### 第 3 章 役員

(種類及び定数)

第 15 条 この法人に、次の役員を置く。

理事 6 人以上 8 人以内

監事 2 人

- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を専務理事とする。

(選任等)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事の互選によりこれを定める。

- 3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 5 理事のうちには、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の 2 分の 1 を超えてはならない。
- 6 監事は、理事(その親族その他の特殊の関係のある者を含む。)及び評議員(その親族その他の特殊の関係のある者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、監事は相互に親族その他特殊の関係にある者であってはならない。
- 7 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
- 8 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

#### (職務)

- 第 17 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 専務理事は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。
  - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 財産の状況を監査すること。
    - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (3) 財産、会計の状況及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は知事に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

#### (任期等)

- 第 18 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (解任)

- 第 19 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する

前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第 20 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
  - 3 前 2 項の規定の適用に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

## 第 4 章 理事会

(構成)

- 第 21 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第 22 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

- 第 23 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。
- 2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
  - 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めたとき
    - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
    - (3) 第 17 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第 24 条 理事会は、第 17 条第 4 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定による招集の請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし第 23 条第 3 項第 3 号の規定により開催された臨時理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。

(定足数)

第 26 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるものを除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって可否の意思表示をし表決することができる。

- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印をしなければならない。

## 第 5 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 30 条 この法人に、評議員 9 人以上 12 人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員のうちには、役員 1 人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 4 評議員には、第 16 条第 4 項、5 項及び第 8 項並びに第 18 条から第 20 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事の」とあ

るのは「評議員の」と、「監事」とあるのは「評議員」と、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 31 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

3 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

4 評議員会には、第 23 条、第 24 条及び第 26 条から第 29 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事現在数」とあるのは「評議員現在数」と、「理事の」とあるのは「評議員の」と、「理事は」とあるのは「評議員は」と、「理事を」とあるのは「評議員を」と読み替えるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 32 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 33 条 この法人は、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、知事の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 34 条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第 7 章 事務局

(設置等)

第 35 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務長及び所要の職員を置く。
- 3 事務長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 36 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
  - (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書並びに理事、監事、及び評議員の就任承諾書
  - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
  - (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
  - (7) 事業計画書及び収支予算書
  - (8) 前各号に掲げるもののほか必要な帳簿及び書類
- 2 この法人が保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、下記の事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
- (1) 配当の受領
  - (2) 無償新株式の受領
  - (3) 株主割当増資への応募
  - (4) 株主宛配布書類の受領

## 第 8 章 補則

(委任)

第 37 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第 18 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 10 条前段の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第 14 条の規定にかかわらず、設立

許可のあった日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。

5 この寄附行為の改正は、知事の認可のあった日から施行する。

6 改正した寄附行為の施行日において理事、監事及び評議員に就任している者は、施行日以後も引き続き当該職に就任することとし、その任期は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。